

## 自動車リサイクル法の施行状況について

平成 17 年 1 月に本格施行し、施行後 3 年目を迎えた自動車リサイクル法の施行状況は、自動車メーカー等産業界と行政が連携し、金属市況の高騰という好条件も重なり順調に推移している。

法の施行状況は、中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会自動車リサイクル専門委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGの合同会合を定期的に行い、専門家の評価を受けているところ（本年度は平成 19 年 7 月 13 日に開催）。

### 1．使用済自動車の発生及び再資源化状況

平成 18 年度における使用済自動車の発生台数は約 357 万台（前年度実績約 305 万台）であり、自動車メーカー等が引取義務を有する 3 品目の引取状況は、シュレッダーダストは約 299 万台（前年度実績約 241 万台）、エアバッグ類は約 72 万台（前年度実績約 46 万台）、フロン類は約 247 万台（前年度実績約 211 万台）。

また、シュレッダーダストとエアバッグ類については、自動車リサイクル法により再資源化率の目標が設定されており、平成 18 年度実績では、シュレッダーダストについては 63.7～75.0%（目標値 30%）、エアバッグ類については 93.5～95.1%（目標値 85%）で、各自動車メーカー等とともに目標を達成。

### 2．リサイクル料金の預託及び払渡状況

リサイクル料金の預託状況は、平成 18 年度 1 年間では約 2,845 万台分、約 2,833 億円が預託されており、法施行後累計（平成 19 年 3 月末）では、約 7,801 万台分、約 7,548 億円が預託されていることになる。平成 19 年 12 月末までには、国内の登録自動車全てが預託済み車両となる見込み。

また、自動車メーカー等への払渡状況（3 品目の再資源化等料金）は、平成 18 年度 1 年間では約 271 億円、法施行後累計（平成 19 年 3 月末）では約 482 億円となっている。

なお、預託金は、自動車リサイクル法に基づき国債、政府保証債及び地方債等により運用されており、その運用額は、平成 19 年 3 月末時点で約 6,820 億円。

### 3．自動車リサイクルを担う関連事業者の状況

平成 19 年 3 月末現在、全国で約 12 万事業者が都道府県・保健所設置市から登録・許可を受けてリサイクル業務を実施しているが、近年は、中古車輸出の増加と金属市況の高騰、新規事業者の参入等により、これら関連事業者における使用済自動車の確保を巡る競争が激化。

また、都道府県・保健所設置市においては、このような関連事業者に対する定期的な立入検査を実施し、違法行為や不適正行為等に対し指導等を実施。

なお、国が認定した自動車メーカー等の委託によりシュレッダーダストの再資源化を行う拠点は、平成 19 年 6 月末現在で 32 事業所となっている。

#### 4 . 不法投棄・不適正保管の状況

不法投棄・不適正保管車両は、自動車リサイクル法施行前の平成 16 年 9 月末には約 21.8 万台が存在したところ、平成 19 年 3 月末には約 3.5 万台にまでに大幅に減少した。この要因は、自動車リサイクル法の施行による行政の指導、スクラップ市況の好転であると分析しているところ。

また、(財)自動車リサイクル促進センターは預託されたリサイクル料金の剰余金を原資として、使用済自動車の離島からの海上運搬費用、行政代執行による不法投棄車両の処理費用に対して最大 8 割の支援措置を実施。

特に離島支援については、平成 18 年度で 87 市町村において約 2 万台の運搬を支援。

#### 5 . 自動車リサイクル法の理解・普及活動の状況

これまで、テレビ・ラジオ CM 等のみならず、教習所や環境イベントなど広報手段・ツールを多様化させて、自動車ユーザーへの理解促進活動を集中的に実施してきた。

しかしながら、リサイクル料金の使途について、自動車ユーザーの理解が十分ではないため、今後は、自動車ユーザーの理解度が不十分な部分に十分に焦点を当てて多面的に理解促進活動を行っていく。

#### 6 . 自動車リサイクルに係る最近のトピック

##### (1) 自動車ユーザーからの適正処理の監視機能の強化

最終所有者が、使用済自動車を引取業者に引き渡した後、これが適切にリサイクルされているか、電子マニフェストシステムを活用し自ら確認できるよう、リサイクル工程別の処理状況を閲覧できる機能の構築により、最終ユーザーからの関連事業者における適正処理の監視機能の強化を図る予定。

##### (2) 違法業者対策の強化

新車販売時にフロン類やエアバッグ類が装備されていた自動車が、使用済となった場合に「装備なし」と報告され、横流しされている事例が確認されているところであり、特にこうした装備情報の乖離が多い事業者に対して、平成 18 年度に引き続き平成 19 年度においても立入検査を全国一斉に実施。

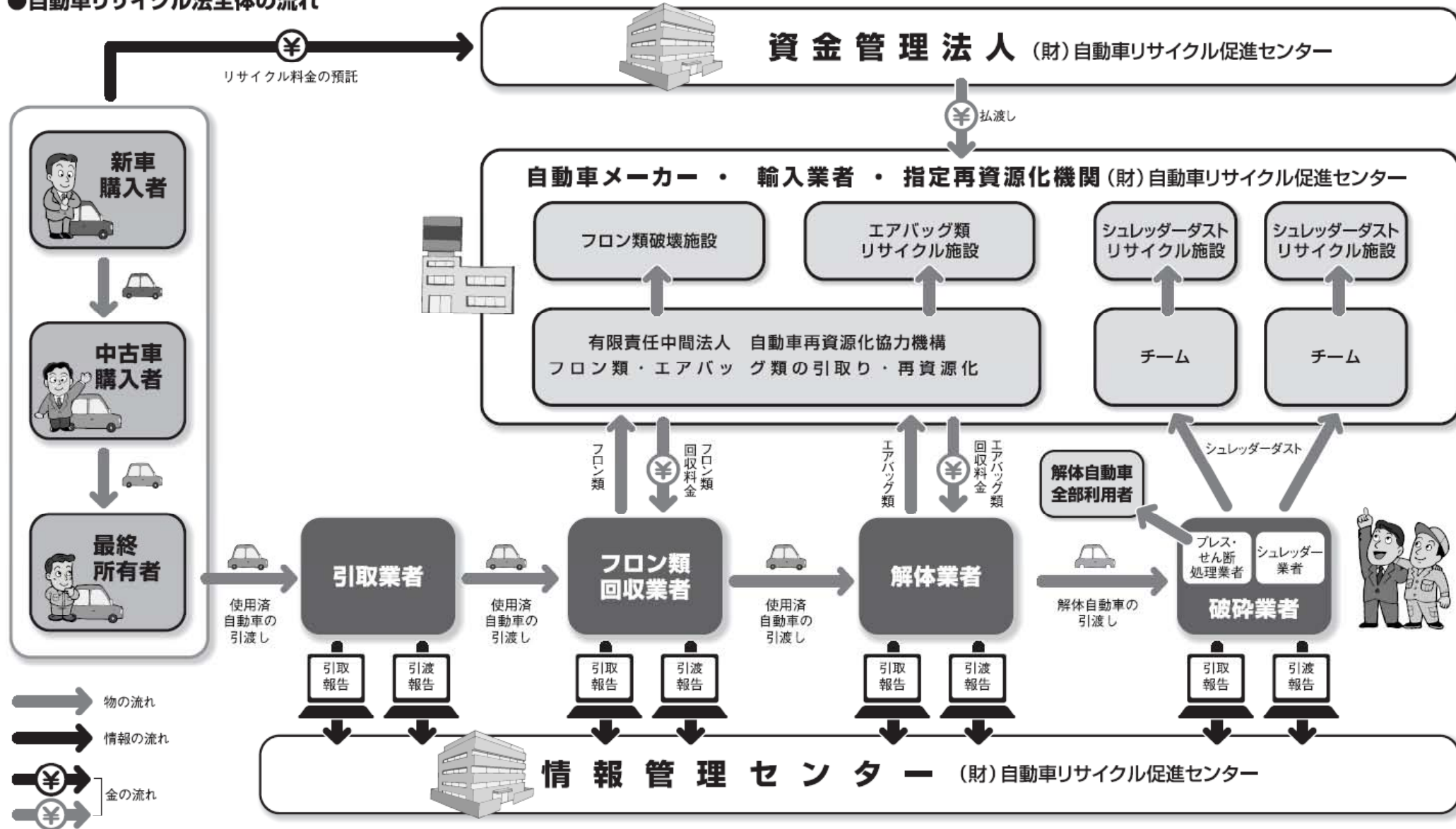
##### (3) 地方公共団体に対する不法投棄等対策支援事業の実施

(財)自動車リサイクル促進センターが実施する不法投棄等支援事業については、平成 19 年 9 月に札幌市及び奄美市に対して支援を決定。これは支援事業の初めての実施事例。

##### (4) 東京モーターショーシンポジウムの開催

東京モーターショー2007において、平成 19 年 11 月 4 日(日)に自動車リサイクル法に対する自動車ユーザーの理解促進を図るため、シンポジウムを開催する予定。

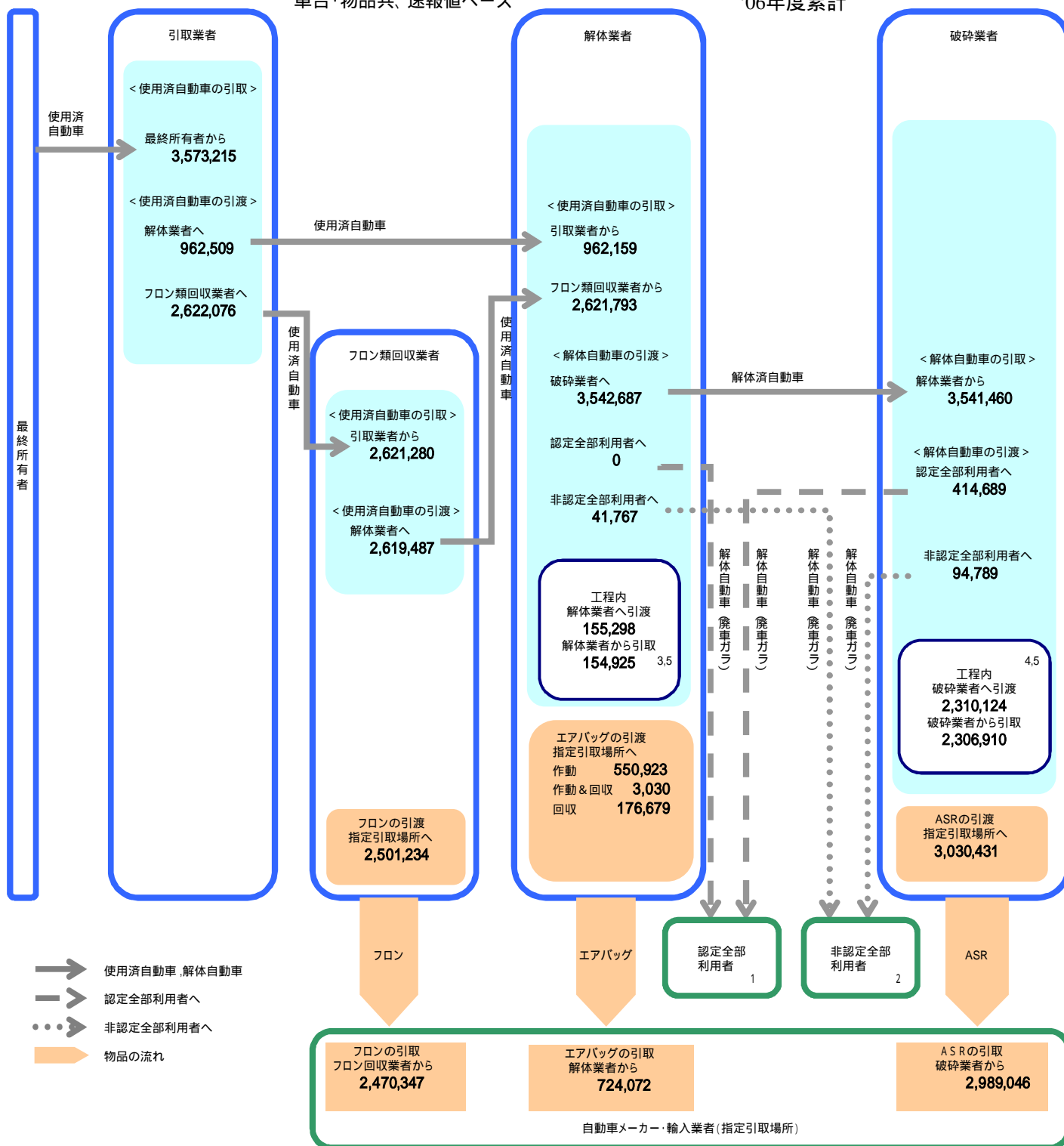
●自動車リサイクル法全体の流れ



# 電子マニフェストシステムに報告された使用済自動車の移動状況

車台・物品共、速報値ベース

‘06年度累計



1. 認定全部利用者・・・主務大臣の全部再資源化認定(法第31条認定)を受け、電炉・転炉に解体自動車(廃車ガラ)を鉄鋼の原料として投入しリサイクルする業者。
2. 非認定全部利用者・・・解体自動車(廃車ガラ)を電炉・転炉に投入したり、輸出を行う業者。
3. 解体工程内引取・・・有用な部品、材料等の再資源化を推進するため、解体業者が他の解体業者へ移動報告することがある。
4. 破砕工程内引取・・・破砕前処理工程のみを行う破砕業者(プレス・せん断処理業者)は、解体自動車を原則、他の破砕業者(シュレッダー業者)へ引き渡す。
5. 工程内引渡と引取の数字が乖離する理由・・・引渡実施報告があった後の引取実施報告について、遅延報告等までの期間については解体自動車等の収集運搬等に必要期間として一定期間認められている。そのため、引渡実施報告があっても引取実施報告をしていない場合がある。